



発行 新潟県

第56号

平成30年7月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 805 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 806 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 807 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 808 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 809 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 810 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 811 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 812 公共測量の実施通知(監理課)
- 813 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

## 公 告

- 新潟ふれ愛プラザ指定管理者募集について(障害福祉課)
- 指定管理者の募集(都市整備課)
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(出納局管理課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 選挙管理委員会告示

- 50 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告(選挙管理委員会)

## 告 示

## ◎新潟県告示第805号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成30年7月20日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ燕吉田店	燕市吉田東栄町12番10号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
南町薬局	村上市南町2-4-50	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
坂田薬局	上越市中郷区板橋555-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日

坂田薬局「オタテ」	上越市西本町3-2-5	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
-----------	-------------	-----------	-----------

## ◎新潟県告示第806号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成30年7月20日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041番地	腎臓に関する医療	平成30年7月1日
長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041番地	整形外科に関する医療	平成30年7月1日
医療法人社団 大竹矯正歯科医院	長岡市台町2-1-26	歯科矯正に関する医療	平成30年7月1日
はなみ矯正歯科	三条市上須頃597	歯科矯正に関する医療	平成30年7月1日
済生会三条病院	三条市大野畑6番18号	腎臓に関する医療	平成30年7月1日
塚野目診療所	三条市塚野目2丁目9番54号	腎臓に関する医療	平成30年7月1日
阿部矯正歯科医院	新発田緑町2-16-23	歯科矯正に関する医療	平成30年7月1日
三浦内科医院	新発田市新栄町1丁目6番17号	腎臓に関する医療	平成30年7月1日
さくらクリニック	加茂市寿町9番10号	腎臓に関する医療	平成30年7月1日
村上記念病院	村上市松山204-1	腎臓に関する医療	平成30年7月1日
丹田矯正歯科	村上市田端町10-8清水屋ビル2F	歯科矯正に関する医療	平成30年7月1日
甲田内科クリニック	燕市吉田3748	腎臓に関する医療	平成30年7月1日
よしだ病院	糸魚川市横町5丁目9番12号	整形外科に関する医療	平成30年7月1日
南部郷厚生病院	五泉市愛宕甲2925番地2	腎臓に関する医療	平成30年7月1日
かるがも歯科・矯正歯科	上越市木田新田2丁目148	歯科矯正に関する医療	平成30年7月1日
原矯正歯科	上越市大手町5-45	歯科矯正に関する医療	平成30年7月1日
中条中央病院	胎内市西本町12番1号	整形外科に関する医療	平成30年7月1日
新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	整形外科に関する医療	平成30年7月1日
訪問看護ステーションとんぼ	三条市長野337番地	育成医療・更生医療	平成30年7月1日

公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションつくし	柏崎市田塚3丁目6番29号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
訪問看護ステーション柏崎	柏崎市北半田2丁目11番3号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションみつけ	見附市学校町1丁目5番42号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
南魚沼市訪問看護ステーション	南魚沼市六日町2643番地1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
田上町訪問看護ステーション	田上町大字原ヶ崎新田3071番地	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あおい調剤薬局	長岡市千手3-10-11	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エース薬品 与板店	長岡市与板町与板乙2439番地1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局 おぐに店	長岡市小国町檜沢76-7	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
さくら薬局	長岡市泉2丁目4-5	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
しんさん薬局	長岡市南七日町30-9	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
すずらん薬局	長岡市幸町1丁目1番19号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
にこにこ薬局	長岡市曲新町687-4	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
みのり調剤薬局	長岡市栃尾表町1-3	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
みなづき薬局	長岡市千歳1-3-40	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あおば薬局	三条市西大崎1-10-5	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局 さんじょう店	三条市興野1丁目6番4号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局 よっかまち店	三条市西四日町1丁目3番15号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
さくら調剤薬局	三条市島田2-8-11	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
やまだ薬局	三条市東光寺2626番地1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
わかば調剤薬局	三条市東裏館2-16-18	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
泉秋薬局	三条市横町二丁目8番43号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
にじいろ薬局	三条市西本成寺2-4-11	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局 かしわざき店	柏崎市寿町6番27号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
しげた薬局	柏崎市新花町6-7	育成医療・更生医療	平成30年7月1日

みなみ調剤薬局	柏崎市西本町2丁目3-5	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
中央町薬局	柏崎市中央町11-31	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あい薬局 舟入町店	新発田市舟入町2-5-8	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
おくやま調剤薬局	新発田市新栄町1-6-16	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
かなづか薬局	新発田市下小中山392-13	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
しなの薬局 新発田店	新発田市新栄町2-11-60	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
みなみ調剤薬局	新発田市大栄町2丁目2-17	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
みなみ調剤薬局 大手町店	新発田市大手町2丁目1-9	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
ゆたか薬局	新発田市豊町2-6-17	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
ようめい調剤薬局	新発田市新富町1丁目1番28号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
リーフ薬局	新発田市住吉町4丁目2-19	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
リリオ薬局	新発田市住吉町4-20-23	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
新富町調剤薬局	新発田市新富町1-1-4	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
全快堂薬局 新栄店	新発田市新栄町1-2-22	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あさひ調剤薬局	小千谷市東栄2丁目4番5号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局 ひらさわ店	小千谷市平沢1丁目5番27号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
魚沼調剤薬局	小千谷市内3丁目3番14号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あさひ薬局 加茂店	加茂市青海町2丁目11番8号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
さくら薬局	加茂市神明町2丁目7番2号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
雪椿調剤薬局	加茂市青海町2丁目367-6	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
全快堂薬局 加茂店	加茂市番田1467	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
全快堂薬局 柳町店	加茂市柳町2-5-8	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
いずみ調剤薬局	十日町市駅通り5番地	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
いなり調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目5番地2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日

エム・ケイ薬局 とおかまち店	十日町市春日町3丁目189番地	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局 まつだい店	十日町市松代3649-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
スズキ薬局	十日町市本町2丁目6番地4	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
たかやま調剤薬局	十日町市春日町三丁目114	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
プラザ調剤薬局	十日町市本町3丁目362番地4	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
十日町調剤薬局	十日町市山本町1丁目193-5	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
松代調剤薬局	十日町市松代3620-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
松之山薬局	十日町市松之山1600番地	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
西区薬局	十日町市本町西1-308-2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
みどり調剤薬局	見附市昭和町2-9-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
ウイスタリア村上薬局	村上市大字村上3830番2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
しなの薬局 坂町店	村上市下鍛冶屋字長面592-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
しなの薬局 村上店	村上市田端町10-10	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
すがいやつきょく上海府店	村上市早川字滝下207-2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
まいづる調剤薬局	村上市南町2-8-31	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
健康薬局 坂町店	村上市下鍛冶屋575-9	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
中安調剤薬局	村上市田端町10-8	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
中央薬局 村上店	村上市田端町3番45号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あさひ薬局 吉田店	燕市吉田大保町28-33	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あさひ薬局 燕店	燕市佐渡185-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
みなみ調剤薬局	燕市宮町2-30	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
リーフ薬局	燕市杣木字枯木1824-4	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
星薬局	燕市杉名36-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
みらい 吉田薬局	燕市吉田大保町28-15	育成医療・更生医療	平成30年7月1日

あい竹ヶ花調剤薬局	糸魚川市竹ヶ花480-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
押上調剤薬局	糸魚川市南押上3-4-37	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
のぞみ薬局	糸魚川市大字能生7172番地3	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
アライ調剤薬局	妙高市石塚町1丁目14-2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
チューリップ新井薬局	妙高市栗原二丁目3番3号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
有限会社 アリエル きたあらい薬局	妙高市柳井田町二丁目8番17号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
上町薬局	妙高市上町2番10号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
コスモス調剤薬局	五泉市本田屋769-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
むらまつ調剤薬局	五泉市村松1447-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
公園前調剤薬局	五泉市村松甲2627-5	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
全快堂薬局 五泉店	五泉市南本町1-5-2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あさひ薬局 やまと店	上越市大和2丁目8番9号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あさひ薬局 春日新田店	上越市春日新田2-10-30	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あさひ薬局 くびき店	上越市頸城区諏訪66-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
あすなろ調剤薬局	上越市大潟区潟町249	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局 さいがた店	上越市大潟区犀潟658番地2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
オタケ薬局	上越市新保古新田555	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
グリーン薬局	上越市柿崎区柿崎5698-5	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
グリーン薬局加賀	上越市大豆2丁目9番17号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
グリーン薬局北城	上越市北城町1丁目6-3	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
五智調剤薬局	上越市五智新町10-22	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
有限会社 さくら調剤薬局	上越市本町1-4-7	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
さんわ薬局	上越市三和区下中宇腰前679-2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
タカダ南薬局	上越市上中田1071	育成医療・更生医療	平成30年7月1日

中央調剤薬局 春日野店	上越市春日野2丁目4番41号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
トモエ薬局 春日野店	上越市春日野1-14-9	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
ひかり薬局	上越市板倉区針940-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66番地	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
山崎薬局	上越市浦川原区飯室1955-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
有限会社 不二 よしかわ薬局	上越市吉川区下町1161-3	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
吉岡薬局	上越市春日新田1丁目22番34号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
自然堂つるや薬局 春日山店	上越市大豆1-9-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
春日野調剤薬局	上越市春日野1-5-14	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
世伸堂薬局	上越市大潟区渋柿浜382番地1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
清里薬局	上越市清里区荒牧207-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
中央調剤薬局 駅南店	上越市東雲町2丁目6番24号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
中央調剤薬局 大町店	上越市大町3丁目3番21号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
中央調剤薬局 中央店	上越市中央1丁目23番5号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
薬局・ゲンちゃん北城	上越市北城町4丁目4-19	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
薬局・ドラッグゲンちゃん	上越市東城町3丁目10番2号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
薬局・みやした 直江津	上越市東雲町2丁目11番31号	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
すみれ薬局 木田店	上越市木田1-3-32	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
どんぐり調剤薬局	阿賀野市岡山町1254-26	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
京ヶ瀬薬局	阿賀野市緑岡144-7	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
笹神調剤薬局	阿賀野市山崎341	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
水吉調剤薬局	阿賀野市岡山町1-27	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
みなみ調剤薬局	佐渡市東大通1232-2	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
有限会社 藤岡薬局	魚沼市本町1-35	育成医療・更生医療	平成30年7月1日

あさひ薬局 六日町店	南魚沼市六日町2648-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局 むいかまち店	南魚沼市六日町2635-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
株式会社 和光堂薬局	南魚沼市塩沢1439-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
ホシの薬局	南魚沼市長崎491-3	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
有限会社 今成薬局	南魚沼市六日町1850番地1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
有限会社 大塚薬局	南魚沼市塩沢1137-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
桑野薬局	胎内市本町7-25	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山935-3	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
つがわ調剤薬局	東蒲原郡阿賀町津川555番地6	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
栄屋薬局	南魚沼郡湯沢町大字土樽68-1	育成医療・更生医療	平成30年7月1日
せきかわ調剤薬局	関川村大字下関896	育成医療・更生医療	平成30年7月1日

◎新潟県告示第807号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成30年7月20日

新潟県知事 花 角 英 世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
滝谷工業団地	長岡市滝谷町字狐塚の一部	平成30年7月10日

◎新潟県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐度市の新穂村土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年7月20日

新潟県佐度地域振興局長

1 就任

監事	佐渡市新穂瓜生屋1026	本間 邦秋
〃	〃 新穂井内104	久保 龍一
〃	〃 新穂大野976	中山 孝明

就任年月日 平成30年7月7日

2 退任

監事	佐渡市新穂潟上95	高野 吉晴
〃	〃 新穂井内571	本間 登
〃	〃 新穂瓜生屋878	半田 充

退任年月日 平成30年7月6日

◎新潟県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営三淵沢地

区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成30年7月23日から平成30年8月17日まで

3 縦覧に供する場所  
魚沼市役所広神庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第810号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営三和地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成30年7月23日から平成30年8月17日まで

3 縦覧に供する場所  
上越市役所及び三和区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営新外谷地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年7月23日から平成30年8月17日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第812号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月20日

新潟県知事 花角 英世

1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）

2 作業期間 平成30年8月1日から平成30年10月31日まで

3 作業地域 新潟市内

#### ◎新潟県告示第813号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年7月20日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成30年 7 月10日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
糸魚川市東寺町三丁目835番 1、836番、837番、840番 3、841番 3、842番 3、842番 2	6.00	85.59

## 公 告

### 指定管理者の募集について (公告)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項、新潟県障害者リハビリテーションセンター条例 (昭和39年新潟県条例第11号) 第6条1項、新潟県障害者交流センター条例 (平成9年新潟県条例第13号) 第14条第1項、新潟県聴覚障害者情報センター条例 (平成9年新潟県条例第14号) 第7条第1項及び新潟県視覚障害者情報センター条例 (昭和39年新潟県条例第12号) 第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成30年 7 月20日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 募集する事項

##### (1) 対象施設及び対象業務

ア 新潟県障害者リハビリテーションセンター (以下「リハビリテーションセンター」という。)

- (7) 障害福祉サービスの実施に関する業務
- (イ) 診療に関する業務
- (ロ) 入所の承認に関する業務
- (エ) リハビリテーションセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (オ) その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

イ 新潟県障害者交流センター (以下「交流センター」という。)

- (7) 交流センターの事業の実施に関する業務
- (イ) 施設を使用しようとする者の使用の承認に関する業務
- (ロ) 使用承認の取消しに関する業務
- (エ) 交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 新潟県聴覚障害者情報センター (以下「聴覚センター」という。)

- (7) 聴覚センターの事業の実施に関する業務
- (イ) 聴覚センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 新潟県視覚障害者情報センター (以下「視覚センター」という。)

- (7) 視覚センターの事業の実施に関する業務
- (イ) 視覚センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

##### (2) 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による評価を行った結果、支障がないと判断される場合には、指定期間を5年間延長する場合がある。

#### 2 応募資格等

(1) 新潟県内 (以下「県内」という。)に主たる事務所を設置している、又は県内で社会福祉事業を行っている社会福祉法人であること。ただし、(2)による共同応募の場合はこの限りでない。

(2) 応募者は、リハビリテーションセンター、交流センター、聴覚センター及び視覚センターの4施設すべてについて応募することを原則とするが、業務の専門性等を考慮し、共同応募 (複数の団体がグループを構成して応募することをいう。以下同じ。)も可能とする。共同応募の場合、グループを構成する個々の団体のうち、リハビリテーションセンターに係る主たる責任を負う担当管理団体を除き、応募資格を県内に主たる事務所を設置している若しくは設置しようとする、又は県内で社会福祉事業を行っている法人その他の団体であることとする。なお、応募者は次の要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 県議会議員が役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下「役員等」という。)に就任していないこと。
- ウ 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)
- エ 県から指名停止措置を受けていないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第255号)等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
- カ 県税等を滞納していないこと。
- キ 経営状況が健全であること。
- ク 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
  - (7) 暴力団(暴力団等による不当な行為の防止等による法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (4) 暴力団員(暴力団等による不当な行為の防止等による法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (9) 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (3) 団体とは法人格の有無を問うものではなく、複数の法人等により団体を形成することも可能とするが、その場合は代表団体を定めて応募すること。
- (4) 共同応募の場合は、グループとして4施設すべてについて応募すること。応募しない施設がある場合は失格とする。なお、共同応募の場合、施設毎に、それぞれの事業運営について主たる責任を負う担当管理団体を明示すること。
- (5) 単独で応募した社会福祉法人は、共同応募に係る構成員になることはできない。また、共同応募に係る構成員が、他の共同応募に係る構成員になることもできない。

### 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係  
電話 025-280-5210(直通)
- (2) 募集要項の交付方法  
新潟県ホームページから入手可能である。
- (3) 申請書類の提出期間  
平成30年7月17日(火)午前9時から平成30年8月31日(金)午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

### 4 その他

- (1) 失格  
虚偽の申請を行なった場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定  
選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。
- (3) 指定管理者の指定  
指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他  
詳細は募集要項による。

---

#### 指定管理者の募集について(公告)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成30年7月20日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 募集する事項

### (1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立大潟水と森公園

イ 対象業務

(ア) 都市公園の運営に関する業務

(イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(ウ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(エ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(1)イ(イ)に規定する許可に係るものに限る。)

(オ) 都市公園の維持管理に関する業務

(カ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

### (2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「グループ」という。）とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。

(4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)

(5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(8) 経営状況が健全であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。

(10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。(グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。)

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として選定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その選定又は指定を取り消すこととする。

## 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

### (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440（直通）

### (2) 募集要項の配布方法

平成30年7月17日（火）から8月31日（金）までの間、新潟県都市整備課ホームページからダウンロードして入手すること。

## (3) 申請書類の提出期間

平成30年8月29日(水)から8月31日(金)午後5時まで

## 4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容(収支計画の内容を含む。)を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

**政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について(公告)**

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号)8の規定により、平成30年4月から6月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成30年7月20日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ダストモニタ及びヨウ素モニタの製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年7月20日

新潟県知事 花角 英世

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ダストモニタ及びヨウ素モニタ 3式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成31年2月28日(木)

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話番号 025-280-5490  
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成30年8月30日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成30年8月31日(金) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を平成30年8月6日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成30年8月21日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Dust monitor and iodine monitor [3] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. August 21, 2018

(3) Date of bid opening:

1:30 P.M. August 31, 2018

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡管理システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年7月20日

新潟県立リウマチセンター院長 石川 肇

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡管理システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年10月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-0054

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立リウマチセンター経営課

電話番号 0254-23-7751 内線2521

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年7月30日(月)午後5時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年8月2日(木) 午前10時00分  
新潟県立リウマチセンター 2階 第1会議室

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成30年7月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
長岡市立劇場	長岡市幸町2丁目1番2号	大ホール	1,390.00	平成30年7月6日
		小ホール	228.00	